(No. 1)

箇 所	武田委員		
●公社存続プラン以前の部分への意見			
P 5 1. 2 設立目的	↓ 公益性と経済性の両立 (この部分もきちんとした文書にするほうがよい)		
	【理由等】 矢印以下の表記の仕方は、意味は十分理解できるのですがこのような報告書の本文の記載方法としては違和感がぬぐえません。 「これによれば公社は当社から公益性と経済性の実現という二つの目的を持って設立されており、 それらを両立させることを求められていた。」(文書の内容は十分に検討する必要がありあくまで例示)等の文書で記載する方が一般的ではないでしょうか?		
	1. 森林整備公社設立の目的として 森林整備公社設立の目的として5ページに整理されている表面的な設立目的以外に委員会におい て県から説明があったとおり、県が分収林事業を行うこともできたにもかかわらず公社を設立した 理由(目的)は制度融資の受け皿としての位置付けが最も大きかったとおもわれる。		
	【理由等】 このことについては、従来からの県の各種委員会や外部監査において同様の認識を県職員から受けたことがあります。 設立目的として結構重要な事項と思われる部分が報告書に何ら記載されていない理由が理解できないでいます。 委員会において説明された要素は可能な限り省略せずに報告書に記載してほしいと思っています。		
p 2 8 9. 6	5.・・・ 皆伐までの 【理由等】 近年の伐採方法については皆伐の見直しが前提になりつつあり、「皆伐」でなく少なくとも「伐 採」にすべきだと思います。		

	ab == 3: B	(No. 2	
簡所	武田委員		
●公社存続プランへの意p 3 2	^{表見} 査定の判断基準が記載されていないことについて		
10.1 厳格査定	①判断基準は項を改めて詳説する予定でしょうか 最も重要な要素であり、「なお、判断の基準は項 やすいと思うのですが。 ②査定方法の明確化		
p 3 2 1 0. 1. 2 ・・経営方針の明確化	ものを区別するのが、本当の公平性及び平等性の この部分の記載は38ページ10.5.1につ そうであるとすれば、「不成績林分は放置しろ かなり異なる提案をしているととられかねない内 行政では放置荒廃林に対する対策を重要課題と	ながっているのでしょうか? 」といった現在の森林に対する一般的な考え方と	
p 3 2 1 0 . 2 有利子負債の圧縮	る必要があると思います。 なお、現在のABC・・ランクを基礎とするこ 「多額の支払利息」対策としては「有利子負債の ます。項目としては「利子負担の軽減」等の方が 「林業公社の経営対策等に関する検討会」報告 【理由等】 利子負担の軽減対策として①自前での資金調達	のでしょうか? で明確に定義し解釈によるぶれが生じないようにで とには個人的には疑義があります。 D圧縮」は一つの方法ですが一部にすぎないと思い 適切ではないでしょうか。 言書もそのような表現をとっていると思います。 による高利率借入の借換 ②県の支援のもとでの	
箇 所	上償還(有利子負債の圧縮)③債権放棄等の方法 武田委員	があると思います。 	
<u> </u>	•	************************************	
10.2.2 10.2.3 県からの支援 三セク債	用」は10.2.2の細目として位置づけられ るのではないでしょうか。	によるべきである。 【理由等】 貸付金による資金援助については、その適法性的遺伝をおりうる。もっとも、貸付金につら場合であれる。をするないが、またが明白という場合であれる。そのであれば果のであれば果のであれば、また。と考えられる。ときがいると考えられる。ときがいると考えられる。ときがいると考えられる。ときがいると考えられる。ときがいると考えられる。ときがいると考えられる。というのであれば、またが、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	
	<u> </u>	<u> </u>	
簡 所 p33 10.2.4 債権放棄	武田委員 県・金融機関 <u>に</u> 公社に対する債権放棄の方 ①「に」の使用により、この部分の文書自体が少 ②県と金融機関は債権者としての立場が異なって 県・、金融機関それぞれに検討する必要があると	しわかりづらいと思うのですが。 おり同様に論ずることはできないと思います。	

<i>M</i> + ⇒r	(No. 3)
箇 所	武田委員
p 3 4 1 0. 2. 5 繰上償還	・・・県議会の承認・・ この項は書きぶりからすると県の支援による返済資金の調達による繰上償還という論調になっていますがこの理解で間違いないでしょうか?
p34 10.2.6 DESの利用	同様に公社独自の資金調達による償還の一つの具体的方法になるのではないでしょうか?
	この項目は、レベルの異なるいくつかの要素が並列的に記載されていてるように見えてなかなか理解が困難です。項目の内容を分解して再整理していただきたいのですが。 この項目は全体の構図としては たとえば次のような項目の大きさでの整理になるのではないでしょうか(項目の番号はあくまで例示です。)
	10.2 「利子負担の軽減」 10.2.1 自前での資金による高利率借入の償還 10.2.1.1 収益による 10.2.1.2 DESの利用 10.2.2 県の支援による繰上償還 県からの資金による繰上償還・・・県の資金調達の方法によりいくつかの方法が考
	えられる・・・ 10.2.2.1 県の独自資金による 10.2.2.2 三セク債 10.2.3 債権放棄 10.2.3.1 金融機関による債権放棄 10.2.3.2 県の債権放棄
	県の支援が意味する経済実態の説明について公社だけをみれば県の支援で有利子負債が圧縮できその分の利息負担は減るが、県自体が調達した資金にはそれなりの資金コストが発生しているということ (=県民負担は隠れた形で発生するという不健全な面もあるということ) の問題点が論じられていない。
	県の支援は県民からみれば単純な「付け替え」としてしかとらえられない可能性があり実質的な効果があればその部分を明確にアナウンスする必要があると思いますが全く触れられていません。
	また経営成績の透明化という意味において他の記載内容と齟齬が生じる可能性がありその部分の解 決方法についても検証する必要があると思います。
p 3 7	適正な報酬とは
10.4.4 10.4.6.4 報酬について	①適正な報酬とは何を指すのか後ほど詳説するのでしょうか ②報酬が成果を保証する仕組みはどのようなものを想定しているのですか ③成功報酬等は想定しているのですか
	人件費の圧縮との関係
	38ページの人件費の圧縮との関係で何らかのコメントは必要有りませんか?
p 3 8	不採算林には資金を投入しない
10.5 事業手法の見直し	→ 不採算林であっても一定の資金を投入し割り当てた森林の機能が十分に発揮されるように整備す 【理由等】
	p32 10.1.2「・・経営方針の明確化」に記載した内容と同様です。 不採算林の定義が明確でないためコメントのしようがないところですがあえてコメントすれば、基本 にある分収林契約者との関係はどのような問題が発生する可能性があり、どのように解決するのかと いったことについては別の項で検討するのでしょうか? また、間伐に対しては相当な単価で補助金がでているそのことと施業の関係が十分検討されている とは思えないのですが?
	さらに、これも不採算林の意味するところが明確でないため何とも言いにくいのですが、現在各地の放置人工林による国土自体の荒廃が問題になっています。荒廃した人工林は基本的にはほとんど保水力が無く水源涵養林の機能は備えていないと言うのは一般的見解だと思っています。 この記載では、「儲からない森林は放置しろ」と言っているようにも解釈される可能性がありもう少していねいな表現をする必要があると思うのですが。
p 3 8 10.6 人件費の圧縮	人件費の圧縮 1 4ページの人件費の部分でも触れましたが現時点でどの部分が圧縮可能であるか具体的に指摘する必要はないのでしょうか
İ	

		(No. 4)	
箇所	武田委員		
p39 10.6.2 退職金制度の見直し	退職金制度の見直しがどうしても必要となる。 直前の部分の表現からからこの表現だと過去にさかのぼって不利益変更すると読めるのですがプロパー職員だけ退職金の減額をされて県職員は何の責任もないのでしょうか? 県職員にも在職期間に応じて退職金の返納をせよとか提案しないのですか?		
p39 10.6.6 派遣職員の見直し	派遣職員の給与を県が負担する ①不透明な公社の経営成績がいっそう不透明になりませんか ②県民の負担はどう変わるのでしょうか?林業に関する県の負担も不透明になると思うのですが 40ページ10.8と矛盾しませんか?どのように解消するのか具体的報告形式を示す必要はありませんか?		
箇 所	武田委員	金子委員	
p 4 0 1 0 . 7 . 2 契約解除の検討	公社の負の資産を解消 負の資産の意味がよくわかりませんが 不採算林の負の要素は今後見込まれる管理コ ストだと思うのですが今後発生するコストをと思うのですが今後発生するコンストを の内のどれくらいが契約の解除によりでしょうか。 (県・国・地球レベルでの話です。)できるのでしょうか。 不採算林自体にそれ以外に負の要素があるとすればどのようなものが考えられますか? そもこれら不採算と見込まれる 有人の経済言できるものなのでしょうか? 問題は返済見込みのない負債そのも分とはのですが、それらはもはやと思っているのですが、それらはもいると思っているのでが、それらはしているのですが? 荒廃林化と、管理コストの比較はしているのでしょうか	契約解除の方法としては、現時点では、土地所有者の合意を得て、合意解除を行うべきである。 【理由等】 契約解除の方法としては、土地所有者の合意を得れば、土地所有者の合意を得れば、土地所有者の合意を高さいる。 、は、一、土地所有者の合意を得れば、合意解除の方法としては、土地所有者の合意を高さいる。 、は、一、大きないでは、大きなのではない。 、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのがでは、大きなのでは、大きなのが、大きなのが、大きなで、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが	

<u>箇</u> 41ペーン 高村委員 所 報告書に書かれていることは、全体を通じて、妥当な指摘だと考える。その中でも、11章に書か れていることが公社が早急に対応すべき事項なので、より具体的に指摘することが大事だと考える。 例えば、公社の人件費については2. 4節で非常に高額の出費がされていることが指摘されてい る。それでは、具体的にいくらに削減すべきか、ということをここで案として出しておくのが、改革の指針となるであろう。そういう観点で私の意見をここに述べる。 人件費は年間2000万円を上限とする。県からの出向は断る。プロパーの方には事情を話して、給料の減額に応じてもらうか、退職してもらう。嘱託の方も3人までとする。その削減した人員で仕事をこなしてもらうが、そうすることで少数精鋭になる。どうしても、まかなえない部分は森林組合 等に外部委託する。 間伐等の施業計画については、現在公社のプロパーが行っているが、森林組合に施業計画書を出し てもらい、できれば入札形式で複数の森林組合に計画を出してもらい、安い方に施業委託するように すれば、施業計画自体を行う人件費が不要になるのではないか? また、分収林にはA, B, C, D, Eランクのものがあることはわかったが、D, Eランクについては採算がとれそうもない。この部分を明確に見積もるために、A, B, C, D, Eそれぞれを現在 皆伐したとき、10年後皆伐採したとき、20年後、30年後、皆伐したとき、その分収林の維持管 理にどれくらいコストがかかり、収益を生み出すかを明確にすべきである。それにより、たとえば、 D、Eが経費がかかるのみで収益を生み出さないのなら、例えば、D、Eについては山主に立木を譲 渡するなどの手を早く打っておき、今後起こる相続人探しの手間も含めて、手間をできるだけ削減す るように手を打っておくべきだと考える。 また、間伐を行う際に、ちょっときつめの間伐を行い、たとえば、20年間山を全然触らなくてもいいようにして、その間、公社を休眠状態しておく、という手もある。休眠して人件費がかからなくても、金利はかかるので、実際には金利がかからないように手を打った後になるが。 また、手間がかかることであるが、林地データベースを作成した森林組合に依頼して、林地のデータ ベース化を行い、各林地での立木評価をデータベース上で行い、材積・立木の価格がわかるようにシ ステム化して、公社の資産が現在どれくらいあるか、10年後、どれくらいになっているか、がちゃんとわかるようにしておくべきだと考える。現在、林地のデータベース化は林野庁の指導で各森林組 合が進めていることなので、公社が管理している林地についてもDB化して、DB上で林地評価がで きるようにしておくべきである。 以上、まとめると、 1. 人件費の削減→200万円等大胆な目標設定をする。 2. 収益を生み出す見込みのない分収林を山主に返し、管理コストを削減←そのために、ABCDE 3. 暫く管理(間伐)をしなくていい状態に全分収林ができるなら、そうした上でその間、公社を休 全分収林の状態をDB化し、それぞれの分収林の間伐スケジュールや、材積などがすぐわかるように する。 中越委員 <u>箇</u>所 その他 J-VERの導入 J-VER制度への取り組みにより、森林に付加価値をつけることで経営改善に資する。 また、新公益法人への移行も踏まえ、森林による二酸化炭素の吸収といった公益的事業に取り組む ことで、公益認定により有利になるようにする。